

## 非常通報装置の設置及び運用要領の制定について

発出年月日：平成16. 5. 21

文書番号：沖例規通指1・生企2

公表範囲：概要

この要領は、非常通報装置（緊急通報を行うべき事案の発生に関する情報をあらかじめ記録された音声又はデータにより生活安全部通信指令課（以下「通信指令課」という。）に送信するための装置をいう。以下同じ。）の適正かつ効果的な運用を図るため、その設置、運用上の留意事項等必要な事項を定めるものである。